

第 11 回 天皇

今回は、天皇に関する憲法上の規定などについて、検討します。

1. 天皇の地位・性格

- ・ 天皇は、明治憲法（大日本帝国憲法）下では、統治権の総攬者であった（4 条）が、日本国憲法下では、日本国と日本国民統合の象徴である（1 条）。その地位は、かつては神勅に基づくものであったが、今日では日本国民の総意に基づくものとされている（1 条）。
- ・ 君主の要件について、その地位が世襲で伝統的な権威を有することと、統治権の全部または一部を有していることを挙げ、そのうち後者を不要と解するならば、天皇は君主であるといえる。なお、諸外国では、わが国は立憲君主制の国と分類されている。
- ・ 元首の要件について、国家を対外的に代表する権限を有することが主要なものであるが、形式的・儀礼的な行為を行う機関についても指すと解するならば、天皇は元首であるといえる。なお、諸外国では、天皇をわが国の元首として扱っている。
- ・ 天皇は象徴であるので、刑事責任を追及されず（皇室典範 21 条、国事行為の臨時代行に関する法律 6 条参照）、また、民事責任も追及されない（最判平成元年 11 月 20 日民集 43 卷 10 号 1160 頁）。
- ・ 皇位（国家機関としての天皇の地位）は、世襲される（2 条）。皇室典範は、皇位の継承について男系男子主義を採用している（皇室典範 1 条）。

2. 天皇の権限

- ・ 天皇は、内閣の助言と承認に基づき（3 条）、憲法に規定する国事行為のみを行う（4 条）。天皇が国事行為を行えない場合には、摂政（5 条）または臨時代行（4 条 2 項）が置かれる。

- ・ 天皇の国事行為は、内閣総理大臣・最高裁判所長官の任命、法令等の公布、国会の召集、衆議院の解散、選挙の公示、国务大臣その他の公務員等の認証、栄典の授与、外国の大使・公使の接受など、形式的・儀礼的な性質のものに限られる（6条、7条）。
- ・ 国事行為以外に、私人として、私的行為ができる。そのほかに、国会開会式でのおことばの朗読、外国元首の接受や親書・親電の交換、国内の巡幸、外国への公式訪問などの行為に関して、天皇の権能を国事行為に限定している4条との関係をめぐっては、争いがある。

3. 天皇・皇族の人権享有主体性

- ・ 天皇も皇族も日本国民であるが、皇位の世襲と職務の特殊性から、必要最小限度の人権の制約を受ける。
- ・ 参政権は、天皇が象徴であり、国政に関する機能を有しないとされている（4条）ので、天皇には認められない。その他、表現の自由、外国移住の自由・国籍離脱の自由、学問の自由、婚姻の自由、財産権などについても、一定の制約を受けうる。例えば、皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることが必要とされる（皇室典範10条）。

4. 天皇に関連する論点

- ・ 元号法に基づき、政令で定められた元号が用いられる。明治以降、一世一元制とされている。
- ・ 国旗及び国歌に関する法律は、日章旗（日の丸）を国旗とし、君が代を国歌とする。

今回は、前期の「憲法 A（人権）」の第2回目の講義で簡単に言及した平和主義の問題について、より詳しく検討します。